

具 申 書

令和 2 年 10 月 9 日

五霞町立学校のあり方検討会

目次

はじめに	1
1 現状と背景	2
2 基本的な方向性	4
3 具体的な方策	6
4 配慮すべき事項	7

資料

資料 1	五霞町立学校のあり方検討会設置要綱	10
資料 2	各年度五霞町児童数・学級数見込み	12
資料 3	小規模校における学校運営上の課題について	13
資料 4	小中一貫教育について	15
資料 5	中期財政見通しについて	19
資料 6	五霞町公共施設等総合管理計画個別施設計画とは	20
資料 7	第 6 次五霞町総合計画住民意向調査について	21
資料 8	五霞町立学校のあり方検討会アンケート調査報告書（抜粋）	22
資料 9	五霞町立学校のあり方検討会での経過内容	31
資料 10	会議録及び報告書	32
資料 11	五霞町立学校のあり方検討会通信	77

はじめに

五霞町では少子高齢化の進行が深刻となっており、年少人口（15歳未満）は人口総数の1割を切っている状況である。小学校2校、中学校1校においても年々児童及び生徒数が減少しており、今後も減少が見込まれる。

文部科学省においても、近年、家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下、少子化の進展が中・長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されていることから、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定について（通知）」（平成27年1月）により地域の実情に応じた活力ある学校づくりの検討及び実施が求められている。

また、現行の学校制度に係る諸課題に対応する取組として平成28年度に小中一貫教育が制度化され、五霞町総合計画においても、今後は安全・安心に学べる教育環境の整備を含めた小学校及び中学校の在り方についても検討を進めていく必要があるとされた。

施設管理の面からも、五霞町公共施設等総合管理計画及びアクションプランでは、各小学校については施設の老朽化による修繕を行うに当たっては、小学校統合について検討を行うこととされている。

五霞町立学校のあり方検討会（以下「本検討会」という。）は、これらの計画等を踏まえ、総合教育会議の協議を経て、五霞町の将来を担う子供たちの健全育成及び五霞町における義務教育の在り方について幅広い見地から検討するために設置された。

五霞町、茨城県の各種教育目標とアンケート集計結果を鑑み、本検討会は、目指す子供像（中学校卒業時、こんな子供になってほしい。）について話し合い、自ら学び、自ら考える力、人間性豊かにたくましく生き抜く力、社会の変化に柔軟に対応できる力の育成、思いやりの心の醸成、郷土愛の醸成を目指すことを確認した。本検討会の中では、現状の五霞町における教育の諸問題を検証し、対応策を検討する中で、より良い教育環境を整備する必要性が強調された。より良い教育環境を整備するために、町全体の取組として基本的な方向性に向けて実施することを切に望む。

1 現状と背景

(1) 小学校の適正規模・適正配置について

ア 国及び県の基準

国及び県の基準では、小学校においては、クラス替えが可能である各学年 2 学級以上の 12 学級以上が適正規模であると示されている。

イ 町の現状と今後

現在、五霞町の小学校は、五霞東小学校が 7 学級、五霞西小学校が 6 学級でいずれも適正規模とは言えない現状にある。また、町内における令和 6 年度以降の小学校入学児童数は、40 人未満となる見込みであり、五霞東小学校と五霞西小学校とを統合した場合においても学級における人数の上限が変わらない限り、各学年 2 学級を維持するのは難しい状況である。

ウ 町民の意識

第 6 次五霞町総合計画住民意向調査（平成 30 年 12 月実施）においては、小学校を統合するべき又は小学校を統合し小中一貫教育（小中一貫型小学校・中学校又は義務教育学校）を実施するべきという意見が 61.6 パーセント、現状を維持するべきという意見が 30.2 パーセントを占めている。

本検討会によるアンケート（令和 2 年 2 月実施）のうち学校制度の意見を見ると、保護者では小学校を統合するべき又は小学校を統合し小中一貫教育を実施するべきという意見が 88.2 パーセント、現状を維持するべきという意見が 11.8 パーセントを占めている。また、町在職の教職員では、小学校を統合するべき又は小学校を統合し小中一貫教育を実施するべきという意見が 100.0 パーセント、現状維持を支持する意見はなかった。

(2) 小中一貫教育について

ア 小中一貫教育が求められる背景

教育内容及び学習活動の量的及び質的な充実，学校現場の課題の多様化，複雑化への対応及び発達の早期化に関わる現象，いわゆる「中1ギャップ」への対応が求められること，社会性育成機能の強化の必要性があることといった背景から，小中一貫教育が求められている。

イ 小中一貫教育の形態

小中一貫教育は，教育課程の在り方，学年段階間の区切りの設け方，マネジメント体制の在り方，施設の形態等から，大きく2つの形態に制度化されている。

(ア) 小中一貫型小学校・中学校

小中一貫型小学校・中学校は，既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みを残し，9年間の教育における系統性を重視した教育課程を編成し，児童及び生徒の発達段階に応じた指導内容，指導方法を展開しやすくした学校である。また，地域の特性を生かした特別な教科を教育課程に組み込むこともできる。形態には，連携型，分離型，隣接型，一体型が制度的に挙げられる。

(イ) 義務教育学校

義務教育学校は，小学校及び中学校の垣根を無くし，一つの学校として9年間を通じて子供たちの教育に携わる学校である。一人の校長の下，一つの教職員組織が置かれる。教育課程及び形態については，前述の小中一貫型小学校・中学校と同様であるが，学年区分を設定する際，より自由度が高く，子供たち及び地域の実態に即した教育実践が可能となる。

※これらの選択は，県又は国が定めるものではなく，各自治体が地域の特性及び実態に応じた選択が可能となっている。

2 基本的な方向性

(1) 小学校統合

本検討会においては、目指す子供像を踏まえて小学校2校を1校に統合することが望ましいという結論に達した。

その理由は、次のとおりである。

- ア 学校規模の適正化を図ることで、より多くの人との関わりの中で子供を成長させたい。
- イ 限られた予算の中、2校に関わる維持管理費を1校に集中することで、子供一人当たりの教育費を十分に確保し、柔軟かつ豊かな教育環境を整えられる。
- ウ 小学校内の教職員数が増えることで、教職員にとっても様々な指導法を相互に研修し実践できる環境が整い、教職員の指導意欲及び子供たちの成長につながると判断した。
- エ 町の将来を担う子供たちが日々学ぶ小学校を統合することで、より良い学校づくりは、町の発展につながるといふ町民の意識が高まり、学校への協力体制づくりにつながると考える。

なお、小学校統合後も教育環境を整備し、町の特性を生かした教育課程を持ち、きめ細やかな指導を積み重ね、小規模校の欠点を緩和し、解消していくことが、時代の要請に応え、子供たちの健やかな成長につながると考える。

(2) 小中一貫教育

本検討会では、小中一貫教育の形態として、隣接型の小中一貫型小学校・中学校を目指すべきという結論を得た。

その理由は次のとおりである。

- ア 多様な異学年交流の活発化，より多くの教員が児童及び生徒に関わる体制の確保，中学校区を単位とした地域の教育力の強化を図ること。
- イ 小中一貫教育によって中1ギャップを和らげ，教育内容や学習活動の量的・質的充実に対応しつつ，小学校と中学校が分離していることで小学校でのリーダーである最高学年を経験できるという特性を生かし，小学校6年生の段階で大きな成長を促す指導を充実させること。
- ウ 部活動等の連携を図り，児童及び生徒の体力増進と異学年で一つの目的に向かう教育効果を求めつつ，中学校に入学することにより，憧れの気持ちや期待感を強く持って新たな学校生活をスタートすること。

なお，将来的に，より柔軟性を求められるときには，義務教育学校を開校することも検討し小中一貫教育に取り組むべきと考える。

本検討会では，特色がある魅力的な学校を目指す方法として，小学校と中学校が情報交換をする小中連携を超える教育活動が望まれている現状について議論を重ねた。そこでは，

- ・教育目標を小中両校で同じものとする。
- ・子供の発達段階に応じて義務教育段階で身に付けておくべき資質・能力の計画的育成を図ること。
- ・生活・生徒指導において小学校及び中学校が同一歩調をとること。
- ・地域の教育力を積極的に学校に導入すること。
- ・子供の地域活動への参加を積極的に図ること。
- ・他地域の学校，保育園・幼稚園，高校，大学等との交流を図り，多くの実体験を積ませること。

など，新しい学校の教育指針となると思われることが多く挙げられた。

3 具体的な方策

(1) 実施場所

本検討会では、教育拠点としての環境が整っている五霞中学校敷地及び隣接する五霞西小学校敷地での小学校統合及び小中一貫教育の実施が望ましいという結論に達した。

その主な理由は、次のとおりである。

- ア 小学校での教科担任制を導入する際、中学校教諭の専門性を生かした授業の展開を望むことができる。また、中学校の個別・習熟度別指導において小学校同様のきめ細やかな指導等も必要となる。小学校及び中学校が隣接することで授業の打合せ・準備、教員・子供の移動等の利便性が高く、より効果的な指導と、教員の負担軽減につながる。
- イ 小学校及び中学校が隣接することで小中一貫教育の実施（児童、生徒及び教職員の交流）が容易になるとともに、施設設備を共用することで重複する費用を抑制し、教育費の更なる有効活用が期待できる。
- ウ 五霞町 B&G 海洋センター、ごか西児童館、五霞町中央公民館が近く、多くの公共施設の有効利用が期待できるだけでなく、コミュニティ拠点として価値をより高めることができる。

(2) 実施時期

児童数の推計及び準備期間を考慮すると、令和 6 年度を目途に統合することが望ましいという結論に達した。

その理由は次のとおりである。

- ア 児童数の推計では、令和 6 年度には町内における入学児童数が 40 名を下回る見込みである。急激な人口減少が進んでおり、少子化にも拍車がかかっている中、これ以上統合時期が遅れるほど、二つの学校を維持する意義が希薄化するおそれがある。
- イ 町民の五霞町の教育に対する期待に十分に応えるための周到な準備と制度の確立が必要である。小学校 2 校閉校に向けての準備、小学校 1 校への統合に向けての準備、さらには、小中一貫教育に向けての準備、建物の増改築、教材・教具の整理・準備等の現実的作業時間を 3 年間と考えた。

4 配慮すべき事項

将来に向けての小学校の統合，小中一貫教育の実施に当たっては，以下の項目について特段の配慮を願う。

(1) 統合等の準備にむけて

- ア 小学校の統合，小中一貫教育を進めるに当たっては，「(仮称) 統合等準備委員会」を設置し，統合に関わる諸課題についての協議，計画及び実行がスムーズに実施できるよう取り組むこと。
- イ 小学校2校の閉校，1校の開校と小中一貫教育への準備は，多くの労力と時間を要する。教職員，町職員の負担が過重にならないよう事務分掌，人員配置を適正に行うこと。

(2) 教育環境の充実

- ア 小学校の統合時の児童の精神的な負担を軽減することを最優先とし，小学校の統合後の学校生活が円滑に送れるように細心の注意を払うこと。
- イ 小学校を統合し，小中一貫教育を展開する中で，変化の早い教育内容及び教育方法への対応を可能とするために施設及び設備の充実に努めること。
- ウ 1学年2学級を維持できない場合においても，教育水準を維持するため，加配教員制度，町教育活動指導員制度等を活用し，人的保障を図ること。
- エ 遠距離通学となる地区については，スクールバスの効率的運用を図るとともに，通学路，スクールバス乗降場所等の安全対策を十分に講じること。
- オ 新しい学校への理解と期待が得られるように保護者の協力も得て統合の趣旨を児童及び生徒の発達段階に応じて説明し，閉校，開校の準備を進めること。
- カ 自校給食は，地産地消により郷土を愛する子供たちを育て「食育」の学びの場として必要と考える。財政面も考慮しつつ，導入について検討すること。

(3) 学校、保護者、地域との学校づくり

ア 本検討会が行ったアンケート及び本検討会の協議の中では、子供たちの郷土愛を育むことと五霞町の発展との強い関係性が常に語られてきた。地域の方々との関わり方の工夫で子供たちに自己肯定感を持たせることも期待できる。地域と子供たちとの関わり方に十分配慮しつつ、地域の教育力を積極的に生かすこと。

ボランティア及び民間企業の活動を生かして放課後教育の充実を図り、町全体の教育に繋げること。

イ それぞれの学校には、長年培われた伝統、特色及び地域住民の愛情がある。各校の伝統等に配慮した新たな学校づくりに努めること。

ウ 新しい学校を核とした新しいコミュニティ創設には、これまでの五霞東小学校区及び五霞西小学校区のコミュニティ活動を尊重しつつ、両者の円滑な融合を図ること。

エ 小学校の統合、小中一貫教育の実施を進めるに当たっては、保護者、地域住民に対し、実施に対する理解と協力を得ることが重要である。説明会の実施、広報活動の充実等、様々な啓発活動を行い、保護者及び地域住民も一体となって今後の学校づくりを進めること。

(4) まちづくり

ア 小学校の統合後の学校跡地利用については、小学校の統合後に活用されないまま放置することにならないよう、統合準備と同時進行で検討すること。

イ 五霞町の特色を生かし、若い世代が五霞町で暮らしたい、子育てしたいと思える環境を整備するなど、少子化対策を含め、安定した人口推移と五霞町の発展へ向けた取組を推進すること。

ウ 小学校の統合を町発展の一つの契機と捉え、町の重点施策とし、「教育の町ごか」のイメージを確立し、新しい学校を五霞町のステイタスとすること。

資料

五霞町立学校のあり方検討会設置要綱

令和元年 10 月 1 日
教委告示第 7 号

(設置)

第 1 条 町における児童生徒数の推移を踏まえ、町立学校の将来を展望した学校の在り方について、幅広い見地から検討するため、五霞町立学校のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会は、学校の適正規模、適正配置その他について協議し、五霞町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

(組織)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者のうちから、25 名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町議会議員
- (3) 小・中学校の教職員
- (4) 町内に存する特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。）の職員
- (5) 小・中学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (6) 町内に存する特定教育・保育施設に在籍する児童の保護者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(会員の任期)

第 4 条 検討会の会員（以下「会員」という。）の任期は、検討会が所掌する事項についての協議及び提言を全て完了するまでの期間とする。

- 2 会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 検討会に会長及び副会長 1 名を置き、会員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 検討会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

- 2 会議は、会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要と認めるときには、会員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料を提出させることができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会員の申出があれば、会議に諮り、第3項の規定によって決し、公開しないことができる。

6 会議の議事録は、会議に諮り、第3項の規定によって決し、公開するものとする。
(庶務)

第7条 検討会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

各年度五霞町児童数・学級数見込み

下記は、町全体の各学年の児童数と、児童数から学級見込みを表したものです。

※学級数については、特別支援教室を考慮していません。

R2	人	学級	学級当たり人数
1年	73	2	36.5
2年	42	2	21
3年	54	2	27
4年	60	2	30
5年	67	2	33.5
6年	66	2	33
計	362	12	30.2

R6	人	学級	学級当たり人数
1年	32	1	32
2年	50	2	25
3年	51	2	25.5
4年	43	2	21.5
5年	73	2	36.5
6年	42	2	21
計	291	11.0	26.5

R3	人	学級	学級当たり人数
1年	43	2	21.5
2年	73	2	36.5
3年	42	2	21
4年	54	2	27
5年	60	2	30
6年	67	2	33.5
計	339	12	28.3

R7	人	学級	学級当たり人数
1年	37	2	18.5
2年	32	1	32
3年	50	2	25
4年	51	2	25.5
5年	43	2	21.5
6年	73	2	36.5
計	286	11	26.0

R4	人	学級	学級当たり人数
1年	51	2	25.5
2年	43	2	21.5
3年	73	2	36.5
4年	42	2	21
5年	54	2	27
6年	60	2	30
計	323	12	26.9

R8	人	学級	学級当たり人数
1年	27	1	27
2年	37	2	18.5
3年	32	1	32
4年	50	2	25
5年	51	2	25.5
6年	43	2	21.5
計	240	10	24.0

R5	人	学級	学級当たり人数
1年	50	2	25
2年	51	2	25.5
3年	43	2	21.5
4年	73	2	36.5
5年	42	2	21
6年	54	2	27
計	313	12	26.1

※令和2年度出生見込み

(令和2年8月19日現在) 18人

令和2年4月2日～令和2年8月19日までの
出生数 8人

令和2年8月20日～令和3年3月31日までの
出産予定(母子手帳交付件数) 10人

小規模校における学校運営上の課題について

児童生徒数や教職員数が少なくなることによる影響も含め、下記のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。

（学級数が少ないことによる学校運営上の課題）

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

（教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題）

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる

- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

（学校運営上の課題が児童生徒に与える影響）

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

（望ましい学級数の考え方）

- こうしたことを踏まえて望ましい学級数を考えた場合、小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。

小中一貫教育について

1 小中一貫教育が求められる背景・理由

- | | | |
|---|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (2) 教育内容や学習活動の量的・質的充実 (3) 発達の早期化等に関わる現象 (4) いわゆる「中1ギャップ」 (5) 社会性育成機能の強化の必要性 (6) 学校現場の課題の多様化・複雑化 | } | (1) 義務教育の目的・目標の創設 |
|---|---|-------------------|

2 「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」による比較

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校 〔 中学校併設型小学校 小学校併設型中学校 〕
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年, 中学校3年
組織・運営	一人の校長, 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長, 教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程, 中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標を設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 	
教育課程の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・一貫教育に必要な独自教科の設定 ・指導内容の入替え・移行 	
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	

3 これまでの取組の制度上の課題とその解消

(1) 制度上の課題

- ・小学校と中学校それぞれに校長や管理職が配置され、意思決定や意思統一に時間がかかる。
- ・人事異動により取組の進捗が左右されるなど、取組が定着しにくい。
- ・一体的に実施しようとする過程で生じる様々な調整事務を小・中学校それぞれの固有の業務に加えて行うことは、教職員の多忙化を生む原因の一つ。



義務教育学校 : そもそも1つの学校なのでこうした課題は解消

小中一貫型小・中学校：総合調整を担う校長を定めたり、責任体制を明確化したりといった運営体制が整えられることにより解消

(2) 業務の効率化、専門スタッフの活用

義務教育学校

- ① これまで小学校と中学校で別々に行っていた事務を、一人の校長のマネジメントの下で教職員が一体的に行える。
- ② 教職員定数上、総括担当の副校長又は教頭が配置。
- ③ 教職員定数上、学校事務職員等が複数配置。

小中一貫型小・中学校

小中一貫にふさわしい運営の仕組みの導入が要件であるため、学校事務の共同実施が促進される。

○事務職員や養護教諭

義務教育学校：1校に2人配置

小・中学校：1校に1人ずつ配置

このことにより、小・中学校では別々に行っていた業務について、義務教育学校では業務分担や円滑な引継ぎ等が行えるようになり、一層効果的・効率的な業務の実施が期待できる。

小中一貫教育の課題として挙げられる教職員の負担感についても、こうした算定を基盤として教職員間の役割分担を見直すことにより、一定程度緩和することも考えられる。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ

一層有効な活用を図ることが可能。これらの専門スタッフは、中学校のみに配置されている例が見られるが、小中一貫教育の導入を通じて、小学校まで対象範囲を広げ、子供への継続的な相談を行うことが期待できる。

- なお、義務教育学校等で校長を務めている者が小・中学校を通じて一人となっている場合には、当該校長の職務が過重にならないよう、校長と総括担当の副校長や教頭との間で役割分担するといったことも考えられる。

(3) 小中一貫型小・中学校の設置に関する考え方

○小学校と中学校が別々に存在していることのメリット

- ① 学校のリーダーである最高学年を経験できるという特性を生かし、小学校6年生の段階で大きな成長を促す指導を充実させること
- ② 違う校地にある中学校校舎に入学すること、複数の小学校からの進学者とクラスメイトになること等により、気持ちを新たにして学校生活をスタートすること
- ③ 中学校生活に日常的には触れていないことを踏まえ、あこがれの気持ちや期待感を強く持たせること

○引き続き小・中学校を基本として、その充実を図ることが適切であると想定される場合

- ① 小学校と中学校の学校段階の差が持つ教育効果を重視する場合
- ② 近隣に中高一貫校が設置されている場合

※上記の状況で小中一貫教育を実施する場合には、義務教育学校制度よりも小中一貫型小・中学校制度の方が活用しやすい。

参考：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引 平成 28 年 12 月 26 日 文部科学省

4 各視察地の意見

(1) 春日部市立江戸川小中学校（令和元年 11 月 25 日 検討会視察）

義務教育学校

① 義務教育学校となった経緯

- ・PTA、地域の方々からなる、望ましい学校を検討する組織を立ち上げ、複式学級を回避したいこと、小学校だけの統合だと将来的な減少を止められないのではないか、という意見から義務教育学校を目指してほしいと教育委員会へ具申いただいた。

② 教育課程

- ・4・3・2 年制。
- ・ミドルは半分の教科が教科担任制をとり、部活動に参加できる。
- ・時間割はミドルから 50 分授業で行い、昼休みなどの時間は全教育課程を合わせている。
- ・1 年生と 7 年生時に学校を選択することができる。

③ 異学年交流

- ・少人数の弱みを強みにできる。
- ・学年の組み合わせで様々な効果を得ている。
- ・1 年生と 9 年生が同じ場所で遊ぶ・関わることで大きな効果がある。
- ・上級生は表情が柔らかく、下の子の面倒をよく見ている。
- ・下級生は上級生を目標にできる。

④ 学校行事等

- ・学校行事が小学校、中学校それぞれあるため、今までの通りやろうとすると大変なことになる。
- ・うまく組み合わせて、実際やってみて分かることもあり、途中修正して議論しながら進めている。
- ・運動会は活気が出た。
- ・小学校と中学校の文化を摺り合わせていくことも配慮した。

⑤ 人間関係の対応

- ・どこでも起こりうる問題として、人間関係が崩れると大変である。

- ・分かった段階で丁寧に対応している。
- ・糧にして成長して欲しい。
- ・今のところ、対応できなくなるようなことはない。今後も丁寧に対応をしていきたい。

(2) かわち学園 義務教育学校 (令和元年 6 月 25 日五霞町教育委員会視察)

義務教育学校

① 義務教育学校の効果

- ・学校に活気がある。
- ・人間関係が固定化しない。
- ・豊かな人間関係が作られる。
- ・小中の教職員がお互いに深められる。
- ・異学年、地域の方等と触れ合い、子ども達は将来像が見える。

② 教育課程

- ・4・3・2年制。

③ 学校行事

- ・学校行事は全学年で実施することが必要と考えている。運動会では体力の差に気をつけている。

④ PTA 活動

- ・PTAは、以前は各地区から選出していたが、当初の想定より仲良く活動されており、現在は全体で選出。

⑤ コミュニティスクール

- ・コミュニティスクール制度を導入。地域の教育力。ディレクターが学校と地域、保護者の間を調整し、変化を受け入れられる制度として効果があった。

(3) 大洗町立南小学校、大洗町立南中学校 (令和元年 6 月 25 日五霞町教育委員会視察)

小中一貫型小・中学校

- ・6・3年制の教育課程。
- ・中学校の特別教室を共有。
- ・教職員は兼務発令。
- ・小学校と中学校は、渡り廊下で繋がっており、授業連携も行っている。
- ・小学校5, 6年生の理科、英語の授業に中学校教員が乗り入れしている。
- ・中1ギャップも解消されている。
- ・校長は各校1人。
- ・小中一貫教育として、今のところ教職員の加配あり。
- ・義務教育学校へ移行できる準備は整えている。

中期財政見通しについて



令和2年度には、基金残高は目減りし、借入が増加することから
「令和3年度以降は極めて厳しい財政状況となります」

中期財政見通しとは？

全国的な課題である人口減少、社会保障費の増大、公共施設等の更新費用等が今後、本町の財政にどれほど影響があるのか、平成29年度決算額（一般会計）をベースとして、令和9年度までの10年間、収支等に大きく影響するものを反映して中期財政見通しを更新しました。

なぜ、財政状況は厳しいの？

要因は

- ・ 高齢化等の進行に伴う医療費をはじめとする社会保障費は増加傾向
- ・ 国民健康保険をはじめ各特別会計、水道事業会計への繰出金等も増加傾向
- ・ 老朽化に伴う各公共施設等の修繕・建て替え・複合化（役場庁舎、公民館等）
- ・ 都市計画道路等の整備など

その対策は？

歳出の削減および歳入の確保を行います。

- ・ 継続事業であっても、投資効果の低い事業は見直し・廃止、もしくは縮小・休止を検討し、歳入に見合った歳出とするため、優先順位をつけて予算化していきます。
- ・ 真に必要で緊急性を要する事業、将来の歳入確保に繋がる投資効果の高い事業等を選び出します。

今後、中期財政見通しを平成30年度決算の内容に更新して、更なる検証、取り組みを進めてまいります。

○お問い合わせ

政策財務課 財務G ☎0280(84)1111(内線221)

五霞町公共施設等総合管理計画個別施設計画とは

全国の地方公共団体では、昭和 30 年代後半から昭和 50 年代の高度経済成長期に、公共施設が集中的に整備されてきました。これらの公共施設は整備後 40～50 年以上が経過し、建て替えなどの更新時期を一斉に迎えようとしており、その老朽化への対策が大きな課題となっています。このような状況を踏まえ、国は全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請しました。町では、これを受けて「五霞町公共施設等総合管理計画」及び財政収支を意識した事業化を図るための実施計画として、「五霞町公共施設等総合管理計画アクションプラン」を策定しました。これらに定められた方針や目標を、各施設が連携を取りながら実現するために、「五霞町公共施設等総合管理計画個別施設計画」を策定しています。

五霞町公共施設等総合管理計画個別施設計画（令和元年 11 月）3. 学校施設より一部抜粋

②学校施設の老朽化状況の実態

i) 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価

実施した劣化状況調査の結果について表 1 に整理します。

小学校においては、両校ともに、防水性能に関する部分で大きな問題を抱えており、この修復には大規模な工事を要する見込みです。築年数はいずれも 40 年を超えており、またこの間大きな改修が行われなかったことを考慮すると、修繕を実施した上で 20 年の使用が限界であるといえます。

中学校においては、建物を長く利用する上で重要な屋根・屋上と外壁について、早急に対応する必要のある D 評価は、五霞町立五霞中学校柔剣道場の外壁などで確認されました。

表 1 建物劣化情報一覧

建物基本情報						構造躯体の健全性			劣化状況評価						
名称		建築年		築年数	延床面積 (㎡)	構造	耐震安全性			屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	健全度
施設	棟	西暦	和暦				基準	診断	補強						
五霞中学校	普通教室棟	2004	H16	14	3094	RC	新	-	-	B	B	B	A	A	81
五霞中学校	特別教室棟	1976	S51	42	1819	RC	旧	済	済	B	C	C	C	C	43
五霞中学校	屋内運動場	1995	H7	23	1950	RC	新	-	-	C	B	B	B	B	72
五霞中学校	柔剣道場	1988	S63	30	901	RC	新	-	-	C	D	C	C	C	31
五霞東小学校	特別管理棟 (A棟)	1971	S46	47	888	RC	旧	済	済	D	D	C	C	C	29
五霞西小学校	普通管理教室棟	1971	S46	47	2288	RC	旧	済	済	D	D	C	C	C	29
五霞西小学校	普通教室棟	1972	S47	46	827	RC	旧	済	済	D	D	C	C	C	29
五霞西小学校	屋内運動場	1973	S48	45	792	RC	旧	済	済	D	D	C	C	C	29
五霞東小学校	普通教室棟 (B棟)	1970	S45	48	1566	S	旧	済	済	D	D	C	C	C	29
五霞東小学校	低学年普通教室棟 (C)	1971	S46	47	453	RC	旧	済	済	D	D	D	C	C	18
五霞東小学校	屋内運動場	1972	S47	45	735	RC	旧	済	済	D	D	C	D	D	21